

令和6年度 第2回静岡県環境審議会 会議録

日 時	令和6年9月4日（水）午前10時01分から午前10時57分まで
場 所	県庁本館4階 特別会議室
出席者 職・氏名	<p>委員（敬称略、五十音順）（18名） 浅見 佳世、井上 隆夫、小野寺 郷子、亀井 暁子、木村 浩之、小杉山 晃一、小南 陽亮、五明 玲子、近藤 多美子、齋藤 寛、杉本 好重、勝呂 恭正、鈴木 琢磨、谷 幸則、中川 教子、名倉 光子、藤川 格司、山本 早苗</p> <p>事務局（県側出席者）（15名） 池ヶ谷くらし・環境部長、杉本くらし・環境部長代理、伏見くらし・環境部参事、西室くらし・環境部参事、中山くらし・環境部参事兼環境ふれあい課長、清環境局長、佐藤環境政策課長、上家自然保護課長、浅見鳥獣捕獲管理室長、松野富士山・南アルプス保全室長、西尾廃棄物リサイクル課長、加茂生活環境課長、多米水資源課長、岩本盛土対策課長、阿部衛生課長</p>
議 題	<p>1 諮問事項 ・指定希少野生動植物の指定</p> <p>2 審議事項 ・鳥獣保護区特別保護地区及び狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定について</p> <p>3 報告事項 ・令和6年度第1回温泉部会審議結果</p>
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度第2回静岡県環境審議会 次第 ・座席表 ・静岡県環境審議会 委員一覧 ・静岡県環境審議会 特別委員一覧 ・県側出席者一覧 ・静岡県環境審議会条例 ・諮問事項 指定希少野生動植物の指定 【資料 2-1, 2-2, 2-3, 2-4, 2-5, 2-6】 ・審議事項 鳥獣保護区特別保護地区及び狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定について 【資料 3-1, 3-2, 3-3】 ・報告事項 温泉部会審議結果（令和6年度第1回）【資料 4】

1 議事

(1) 会長及び副会長の選出

(2) 所属部会の決定

(3) 諮問事項

- ・指定希少野生動植物の指定

(4) 審議事項

- ・鳥獣保護区特別保護地区及び狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定について

(5) 報告事項

- ・令和6年度第1回温泉部会審議結果

2 審議内容

(1) 会議成立の確認

委員 20 人中 18 人出席を確認。環境審議会条例第 6 条第 2 項に基づき、会議成立。

(2) 会長及び副会長の選出

(事務局) 静岡県環境審議会条例第 4 条第 3 項により、会長が会務を総理することとなっておりますが、本日は委員改選後初めての審議会ですので、まず会長を選出したいと思っております。

つきましては、前会長の藤川委員に会長を決めるための進行をお願いいたします。藤川委員、よろしくをお願いいたします。

(藤川委員) 会長及び副会長 2 名は、条例第 4 条第 2 項の規定によりまして、委員の互選によるものとされております。会長につきまして、どなたかご推薦をいただけないでしょうか。

(委員) 前会長であります藤川委員のほうに再度お願いできればと思っております。よろしくをお願いいたします。

(藤川委員) ただいま井上委員から、会長に、私、藤川を推薦するご発言がありました。が、いかがでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(藤川委員) 「異議なし」ということで、ご賛同いただきましたので、そのように決定いたします。

(事務局) ありがとうございます。それでは、この後の議事につきましては、規程に基づき藤川会長をお願いいたします。藤川会長、一言ご挨拶をお願いいたします。

(会長) 会長を務めさせていただく藤川です。皆様のご協力を仰ぎながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、引き続き議事を進めたいと思っております。ご協力をお願いします。

(会長) 続いて、副会長の選出につきまして、どなたかご推薦をいただけないでしょうか。ご推薦がないようでしたら、会長の私の考えをお伝えさせていただきます。よろしいですか。

環境審議会委員として経験年数が私と同じ 9 年目となる方のうち、水質部会の部会長を務められてきた谷委員と、それから農業体験等の実践活動に長年取り組まれている名倉委員を副会長候補として推薦したいと思っております。ご賛同いただけますでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(会長) ありがとうございます。「異議なし」ということで。

なお、会長に事故があったときの職務代理の順序については、条例第4条第4項の規定によりまして、あらかじめ会長が定めることになっております。職務代理につきましては、改選前の順番に倣い、谷副会長、名倉副会長の順序でお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(3) 所属部会の決定

(会長) 次に、議事(2)の部会の設置及び所属についてに移ります。

資料の9ページをごらんください。

当審議会では、専門的見地から諮問内容について詳細な検討を行なうため、一覧表のとおり9つの部会が設置されております。各部会における調査、審議事項は資料に記載のとおりです。

これらの部会への所属につきましては、条例第5条第2項の規定により、会長が指名することになっております。

ここで、追加資料を配付したいと思いますので、事務局から配付をお願いいたします。

これらの部会への所属につきましては、皆様の専門等を踏まえ一覧表のとおり決定しようと思いますので、よろしくお願ひします。

廃棄物リサイクル部会及び地下水部会につきましては当面開催の予定がないため、開催の必要が生じたときに部会委員の指名を行なうこととします。

なお、各部長につきましては、条例第5条第3項の規定により、各部会委員の互選によって決定されるようお願いいたします。

(4) 諮問事項

・ 指定希少野生動植物の指定

令和6年9月4日付けで知事から諮問のあった「指定希少野生動植物の指定」について、事務局から諮問内容の説明後、質疑応答が行われた。

(会長) それでは、次の議事(3)「諮問事項」に移ります。

本日、諮問事項が1件あります。「指定希少野生動植物の指定」について、事務局から説明をお願いします。

(自然保護課長) それでは、諮問事項であります「指定希少野生動植物の指定」についてご説明いたします。

資料は11ページの2-1から2-6になります。私からは2-4の資料によりご説明します。

17ページをごらんください。

説明内容ですが、初めに「静岡県希少野生動植物保護条例の概要」。次に、諮問事項の「指定希少野生動植物の指定について」。最後に「今後のスケジュール」について、ご説明いたします。

初めに、「静岡県希少野生動植物保護条例の概要」をご説明します。

静岡県希少野生動植物保護条例は、生物多様性の確保への関心の高まりや、他法令などで保護対象とならない県内の希少野生動植物を守る制度が必要であることなどを背景

として、平成 23 年 4 月に制定されました。

条例の目的としましては、県内の生物の多様性を保全し、人と野生動植物とが共生する豊かな自然環境を県民共有の貴重な財産として次代に継承することです。

主な内容としては 3 点ございます。1 つ目が「個体の取扱いに関する規制」、2 つ目が「生息地等の保護に関する規制」、3 つ目が「保護回復事業」となっております。

今回の諮問対象は、1 つ目の「個体の取扱いに関する規制」のうち「指定希少野生動植物の個体の捕獲等の禁止」に当たるものであります。

指定希少野生動植物は、希少野生動植物のうち、知事が特に保護を図る必要があると認め、条例第 8 条第 1 項の規定により指定したものになります。

なお、希少野生動植物とは、こちらの表に書いてありますとおり、静岡県レッドデータブックにおいて絶滅危惧 I A 類、I B 類、II 類の絶滅の危険性が高いカテゴリーに区分された種のことを指しており、現在の区分では 618 種となっております。

指定希少野生動植物に指定されますと、生きている個体の捕獲、採取、殺傷または損傷に加え、違法に捕獲などをした個体の譲渡等が禁止されます。これらの禁止行為を犯した者には 1 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金が科される罰則規定がございます。

なお、学術研究や繁殖目的のための捕獲等は許可が必要となります。

現在の指定希少野生動植物の指定状況ですが、こちらの表のとおり、これまでに植物や爬虫類等の 4 分類群で 11 種を指定してございます。

今回、指定希少野生動植物の指定を行なう理由についてご説明いたします。

まず本県では、令和 2 年度に静岡県レッドデータブックの改訂を行ない、現状の生息範囲や生息状況から絶滅のおそれがある種があることが判明いたしました。さらに、種の保存法などの他法令により保護されておらず、愛好家などによる盗掘など人為の影響により種が危険な状況にさらされていることが分かりました。

以上のことから、特に保護が必要な希少野生動植物の種を指定希少野生動植物に追加指定することが必要と考えました。

指定種の選定に当たっては、次の選定基準により選定を行ないました。

まず、指定対象種は、先ほどご説明しましたとおり、静岡県レッドデータブックに掲載された絶滅危惧 I A 類、I B 類、II 類のうち、他法令により保護されていないものになります。

この指定対象種からの絞り込みにつきましては、レッドデータブック改訂の調査等を実施していただき、希少野生動植物の区分や指定候補種の選定などを行なう委員会である「静岡県自然環境保護調査委員会」の植物や哺乳類など 9 つの調査部会から推薦を受けた種の中から、次の 3 つの条件に基づいて行ないました。1 つ目が、近年の生息・生育状況が確認できている種。2 つ目が、生息・生育地の土地所有者など利害関係者などの了承が得られた種。3 つ目は、静岡県希少野生動植物保護基本方針に基づく種の選定条件の評価の高い種となっております。

希少野生動植物保護基本方針に基づく種の選定条件の評価につきましては、こちらの表の各評価項目について確認したのものになります。資料の 16 ページにも同じ表を添付してございますので、ご確認いただければと思います。

評価の結果、今回指定種としてお諮りする 5 種の植物はこの表の主要項目に該当していることから、指定希少野生動植物として指定することが妥当と判断いたしました。

なお、種ごとの特徴的な点を挙げますと、まずキタダケデンドは、山梨県の条例でも

指定され、採取・捕獲が禁止されております。また、愛好家などによる盗掘のほかには支障を来す事情として、ミヤマハナワラビ、オノエリンドウ、タカネシダについては踏みつけがございます。また、オノエリンドウにはシカ食害といった事情もあります。

続きまして、今回指定する指定希少野生動植物の植物5種について、個別の種の生育状況と指定の主な要因について、ご説明します。

表の一番上と2番目のミヤマハナワラビとキタダケデンドウにつきましては、産地が限られており、個体数は少なく、愛好家などによる盗掘などにより個体数及び産地が著しく減少しており、特に保護を図る必要があるため、指定希少野生動植物に指定するものであります。

アカイシリンドウにつきましては、県内の個体は分布の南限で産地は限られており、個体数は少なく、愛好家などによる盗掘により個体数が著しく減少しており、特に保護を図る必要があるため、指定希少野生動植物に指定するものであります。

オノエリンドウにつきましては、先ほどご説明したアカイシリンドウと同様の指定理由により指定をするものであります。

タカネシダにつきましても、先ほどご説明しましたミヤマハナワラビ、キタダケデンドウと同様の指定理由によるものでございます。

最後に、「今後のスケジュール」についてご説明いたします。

本日の環境審議会への諮問後、10月頃に希少野生動植物保護部会において専門的見地からのご審議をいただき、その後、11月頃に指定種の案の縦覧を行ない、県民の皆様からご意見を伺います。

これらの審議、縦覧を経て、1月から2月に開催予定の次回審議会で答申をいただいた後、告示により指定を行ないたいと考えております。

諮問事項の「指定希少野生動植物の指定」についての説明は以上となります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

(会長) はい、ありがとうございます。

それでは、ご意見、ご質問等があればお願いします。オンライン参加の方は「挙手」ボタンを押していただければ順番に指名します。

(委員) すみません。お聞きしたいんですけど、この少なくなる理由に盗掘ということがたくさん出ているんですけど、実際この盗掘で、罰則もございますけど、そういうのを受けた例はございますか。

(自然保護課長) ご質問ありがとうございます。現在、県で指定して以降は、罰則を受けた事例はございません。

(委員) じゃ、盗掘はどこから？

(会長) 盗掘されてないわけではない。

(委員) その辺がちょっと矛盾がある？

(自然保護課長) すみません。補足説明させていただきますと、今回この5種は主に南アルプスに生育している種でございまして、そちらにつきましては、ボランティアの活動になるんですが、高山植物保護指導員という方を委嘱しております。現在365名県から委嘱をして、その方たちはボランティアで、山に行かれたりすることが好きだということもありまして、その人たちが盗掘的なものを見つけたら注意をするような形にはなっておりますので、ちゃんとそういう目を光らせていただいているということもあってのことかとも思っております。

(委員) でもやっぱり盗掘が減らないんだよね。

(会長) よろしいですか。

(委員) はい。

(会長) ほかに、お願いできますか。

(委員) 不勉強で恐縮でございますけれども、こちらの罰則というのは、具体的にどういったものになりますか。

(自然保護課長) 今表示している説明のスライドのとおり、1年以下の懲役または50万円以下の罰金となっております。

(会長) 委員、いかがですか。よろしいですか。

(委員) はい、大丈夫です。すみません。続けて申し訳ありませんけれども、他府県でこの罰則を受けた方というのは過去にいらっしゃるんでしょうか。

(自然保護課長) すみません。正確に把握した情報ではありませんが罰則を受けたという事例はあるとは聞いてございます。

(委員) はい、ありがとうございます。

(会長) 委員、お願いします。

(委員) この後部会で審議するということになっているんですけども、ちょっと1つ気になっている部分が、静岡県のレッドデータブックに指定されているものが600種ぐらいあって、その中で、他法令で保護されていない。それから県の委員会で指定を受けたものから選ぶ。それから3つの条件に当てはまるものを選ばれるということで、要するに、希少な野生動植物種はレッドデータブックでは600種ぐらいが保全しなければならないものになっているのが、絞り込まれて16種ぐらいに減っているというあたりの経緯が分かるような表が、多分決めていく上で必要になってくるのかなと思いますので、その辺の資料をそろえていただけるとありがたいなと思います。

(自然保護課長) 意見ありがとうございます。

部会の際には、今言っていたことが分かる資料を準備しまして、ご説明させていただきたいと思っております。

1点補足です。すみません。私の説明が悪くて誤解をされたかもしれないんですが、静岡県のレッドデータブックというのは、全部で、「絶滅」から「要注目種」まで区分がございまして、それを合わせると全体では1,263種ございます。そのうち上位のほうに位置づけられている絶滅危惧Ⅰ類のⅠA類、ⅠB類、絶滅危惧Ⅱ類から選ぶという形となっております。

(会長) よろしいですか。

(委員) はい、お願いします。

(会長) 何か、相当資料をそろえるのが大変そうですけど。ほかに、ございますか。

(委員) いいですか。少し疑問に思うんですけども、資料20ページの「指定種の絞り込み」の欄ですね。そこにア、イ、ウとありますが、イの「利害関係者等の了承が得られた種」というふうにあります。種(たね)の保存とかそういうものについては、農業の場合は当然種(たね)屋さんとかという利害関係があるかと思うんですけども、こういう自然環境の中で生育しているものについての利害関係者というのはどういう方を指すのか、ちょっと意味が分からないことがあったものですから。もしかしたら土地の所有者とかそういうことがあるかもしれませんが、利害関係者とはどなたかを教えていただけたらと思います。

(自然保護課長) ご質問ありがとうございます。

今委員がおっしゃったとおり、今回の場合、植物ですと、やはり土地に根づくものから、土地所有者の方のご了承をいただくという形となっております。

(委員) じゃ、そういう土地の所有者の方に、保護するための遊歩道なんかを造るときの利害関係者に了承を得たものというようなことになるんですか。

(自然保護課長) 土地に付随するものですから、まずこの候補種を選定する際も、手続の中で所有者さんの了解を得る形を取ってございます。

(委員) はい、分かりました。ありがとうございます。

(会長) よろしいですか。ほかにございますか。

Webのほうは出てないですよ。誰も手を挙げていないようですね。じゃ、よろしいですか。

この件につきましては、希少野生動植物の保護に関する知識、経験等を有する方々により専門的な見地から詳細な審議を行なう必要があると考えます。つきましては、希少野生動植物保護部会において、この諮問事項について詳細な検討をお願いすることとしたいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(会長) オンライン参加の方はどうですか。オーケーということですね。異議ないということで。ありがとうございます。

異議なしということで、それではそのように決定いたします。

希少野生動植物保護部会では、先ほど出ましたご意見を念頭に置きながら整理をしていただきたいと思います。

なお、部会の検討結果については、また改めて本審議会に報告していただき、審議会として答申することといたします。

(5) 審議事項

・鳥獣保護区特別保護地区及び狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定

令和6年6月3日付けで知事から諮問のあった「鳥獣保護区特別保護地区及び狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定」について、前鳥獣保護管理部会長から審議内容の説明後、質疑応答が行われた。

(会長) 次に、議事(4)「審議事項」に移ります。

「鳥獣保護区特別保護地区及び狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定」につきまして、審議を行ないます。

これについては、審議を鳥獣保護管理部会に付託しておりましたので、部会の審議結果について、前鳥獣保護管理部会長からご報告をお願いいたします。

(前鳥獣保護管理部会長) 資料の32ページと同じものがスライドで投影されていますので、そちらのほうで説明したいと思います。

それでは、第1回環境審議会において鳥獣保護管理部会へ付託されました、「鳥獣保護区特別保護地区等の指定」について、7月10日に開催した部会での審議結果を報告いたします。

今回部会へ付託された事項はこの2つになります。「千頭水窪鳥獣保護区特別保護地区の再指定」、それから「桜木西郷狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定」ということです。

まず1つ目、「千頭水窪鳥獣保護区特別保護地区の再指定」についてです。

当該区域は、南アルプスの光岳の南西部に位置し、大井川源流部の自然環境豊かな地域で、鳥類や大型哺乳類などの多様な鳥獣の生息地・繁殖地として、昭和49年から鳥獣保護区特別保護地区に指定しています。今回は10年間の再指定についての諮問がありました。

事務局の説明です。

当該区域を含む周辺一帯が、原生自然環境保全地域への指定や林野庁の保護林として保護されており、亜高山帯の天然林が多く、生態系が保全されている一方で、ニホンジカによる樹皮はぎなどの植生への被害が発生しているとの説明もありました。

部会の意見ですけれども、委員からは、「ニホンジカによる南アルプスの高山植物などへの影響は既に深刻であり、個体数を抑制する手だてを講じる必要がある」との意見がありました。事務局からは「南アルプス周辺での管理捕獲や高標高部での試験捕獲の結果などを踏まえ対策を検討していく」との説明がありました。

審議の結果、部会では「引き続き鳥獣保護区特別保護地区に指定することが適切である」との結論に至りました。

2つ目です。「桜木西郷狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定」についてです。

当該区域は掛川市北西部に位置し、区域内は林野や農耕地が広がり、多様な鳥獣の生息地となっています。今回、3年間の指定について諮問がありました。

事務局からは、静岡県レッドデータブック掲載種の提示があり、「特に鳥類の生息環境に適した区域である」との説明がありました。また、地域での農作物への獣害対策の状況やイノシシ捕獲状況について説明があり、「区域南部は特にイノシシが急増しており、これまで銃の使用を禁止する区域としていましたが、イノシシとニホンジカに限り、銃やわなによる狩猟を可能とする区域に指定替えを行ない、銃による止めさしを可能とすることでイノシシの捕獲圧を高めていく」との説明がありました。委員からは、農業者の立場からイノシシ被害の状況などについて意見がありました。

審議の結果、部会では、狩猟鳥獣捕獲禁止区域——これは「(イノシシ・ニホンジカを除く)」となっていますが——に指定することが適切であるとの結論に至りました。

部会からの報告は以上になります。

報告につきましては27ページにありますので、そちらもごらんください。

以上です。

(会長) ありがとうございます。

それでは、ご意見、ご質問等があればお願いします。オンライン参加の方は「挙手」ボタンを押していただければ順番に指名します。ないですかね。

じゃ、よろしいですか。

それでは、ご意見等も特にないようですので、お諮りします。本案件については、部会報告書の結論のとおり、私から知事宛てに答申することとして、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(会長) 異議なしということで、それではそのように決定いたします。ありがとうございました。

(6) 部会審議結果等の報告

・令和6年度第1回温泉部会審議結果

令和6年5月13日及び5月27日に諮問され、温泉部会で審議（令和6年7月18日）後、答申された、「温泉法に基づく土地掘削、増掘及び動力装置の許可申請」について、前部会長から審議結果が報告された後、質疑応答が行なわれた。

(会長) それでは、次に、議事(5)「報告事項」に移ります。

まず「温泉部会の審議結果」について報告を求めます。

なお、ご報告いただく内容は、委員の皆様にも既にお知らせしているように、7月22日付けで知事へ答申しておりますのでご承知おきください。

それでは、前温泉部会長、よろしく申し上げます。

(前温泉部会長) 令和6年7月18日に開催いたしました令和6年度第1回温泉部会の審議結果について、ご報告申し上げます。

お手元の資料4、「温泉部会審議結果(令和6年度第1回)」をごらんください。

諮問事項である、「温泉法に基づく土地掘削、増掘及び動力装置の許可申請」に係る第1号から第6号議案につきまして、審議の結果、「申請のとおり許可することが適当である」という結論をいただきまして、7月22日付けで知事へ答申いたしました。

「温泉部会の審議結果」は以上でございます。

(会長) ありがとうございます。

それでは、ご質問等があればお願いします。オンライン参加の方は「挙手」ボタンを押していただければ順番に指名します。よろしいですか。

もう報告されたものですしね。では進みます。

以上をもちまして、本日予定された議事は終わりとなりましたが、審議事項にかかわらず、何かご意見、ご質問等はございますか。Webのほうも大丈夫ですね。よろしいですか。

特になければ、以上をもちまして本日の議事を終了いたします。ご協力ありがとうございました。